

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名譽を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



茨城県行政書士会

Ibaraki Certified Administrative Procedures
Legal Specialists Association



CONTENTS

平成26年 9

 行政茨城 No.216

対 談	2
通知・通達	5
災害協定締結	9
事 業 総務部/広報・監察部/国土農地部/建設部/運輸交通部/環境部/ 保健風営部/市民法務部/申請取次行政書士管理委員会/会員指導委員会	11
支部だより 水戸支部/県南支部/県西支部/県北支部/鹿行支部	32
政治連盟ニュース	39
会 員 新入会員の紹介/退会された会員/ご逝去された会員/ 変更届/家族のお悔やみ/現在会員数	44
事務局より 本会活動報告/事務連絡	48
研 修	54
編集後記	58